

派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせ致します。

【1】 派遣料金の明示

大阪オフィス	
派遣労働者数	268 人
派遣先数	145 件
マージン率	31%
派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算）	16,716 円
派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算）	11,516 円
東京オフィス	
派遣労働者数	42 人
派遣先数	66 件
マージン率	31%
派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算）	19,628 円
派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算）	13,481 円

※マージン率には、弊社が負担する法定福利費（厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険・介護保険料・退職金）法定外福利費教育訓練費・事業経費などが含まれています。

【2】 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労使協定の締結：あり
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社で雇用し派遣就業している全ての派遣労働者

【3】 教育訓練に関する事項（主たる教育訓練）

- ・雇い入れ研修
- ・e ラーニング（オンライントレーニング）
- ・キャリア形成支援制度